（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百五十一人以内及び審査官二百三十五人以内を置く。

［2・3　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官五十七人以内及び調査官百四人以内を置く。

［2・3　略］

（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官三人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官十七人以内を置く。

［2・3　略］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［略］

2　［略］

3　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
函館税関	二人	一人	一人	一人	—
東京税関	四十一人	十人	十三人	二人	一人
横浜税関	十九人	六人	九人	四人	—
名古屋税関	十二人	五人	四人	三人	—
大阪税関	十六人	八人	八人	二人	—

	統括審査官	特別審査官
函館税関	一人	二人
東京税関	二十七人	一人
横浜税関	十人	一人
名古屋税関	八人	二人
大阪税関	七人	二人
神戸税関	九人	二人
門司税関	三人	一人
長崎税関	二人	二人
合　計	六十七人	十三人

［略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百四十六人以内及び審査官二百二十五人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官五十七人以内及び調査官百十人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官三人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官十六人以内を置く。

［2・3　同上］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
函館税関	二人	一人	一人	一人	—
東京税関	三十八人	十人	十三人	二人	一人
横浜税関	二十人	六人	九人	四人	—
名古屋税関	十三人	四人	四人	三人	—
大阪税関	十七人	七人	八人	二人	—

	統括審査官	特別審査官
函館税関	一人	二人
東京税関	二十六人	二人
横浜税関	十人	一人
名古屋税関	八人	二人
大阪税関	七人	二人
神戸税関	八人	三人
門司税関	三人	一人
長崎税関	二人	二人
合　計	六十五人	十五人

［同上］